

〒098-1206 上川郡下川町幸町 40 番地 1 下川町総合福祉センター内 Tel 01655-4-3123



地域の福祉、みんなで参加

今年の	赤い羽根共同募金	95万円
目標額	歳末たすけあい募金	30万円



社会福祉協議会に善意のご寄付ありがとうございます。

寄付者のご芳名は、町広報「しもかわ」に掲載させていただきます

(令和3年11月1日現在 一般寄付 21件 57万5千円)

社協だよりは、共同募金の配分金を受けて発行しています。

10月1日から

赤い羽根共同募金が始まりました！！

運動期間 10月1日から12月31日まで

令和3年10月1日より、今年も全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。

令和3年度の赤い羽根募金運動は、地域での支えあい、つながり作りの活動は引き続き必要不可欠であることから、前年度のテーマである「つながりをたやさない社会づくり」が継続され、全国的に展開されています。

下川町におきましては、谷町長をはじめ、ボランティアすももの皆様など様々な団体の皆様にご協力をいただき実施してきました街頭募金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが、町内の宿泊施設や商店の皆様に赤い羽根協力店として募金箱の設置などのご協力をいただき、募金運動を展開しています。

皆様から寄せられた寄付金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の様々な福祉活動やボランティア活動の普及・振興、ハンディキャップをもった方々の自立支援だけではなく、新型コロナ感染下での福祉活動、豪雨災害の被災者支援活動に役立てられていますので、皆様からのあたたかい気持ちをお寄せくださるよう、よろしくお願いいたします。

共同募金のさまざまな募金方法

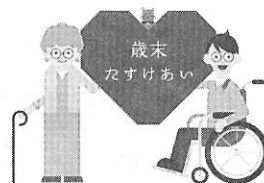
- ・戸別募金 … 公区(各家庭)にご協力をお願いする募金
- ・法人募金 … 法人の社会貢献活動の一環として実施される募金
- ・職域募金 … 企業等で働いている職員の皆さんが行う募金
- ・街頭募金 … ボランティア等が街頭に立って呼びかける募金
- ・その他の募金 … 学校において児童・生徒に呼びかける学校募金

イベントを実施してその場で寄付をお願いする興行募金など

歳末たすけあい運動

12月1日より、歳末たすけあい運動が始まります。歳末たすけあい運動は共同募金運動の1つで、新たな年を迎える時期に、誰もが孤立せ

ず、支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるよう実施している運動です。昨年に引き続き、新型コロナウイルス禍という困難な時期での運動となりますが、皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。



除雪サービス事業が始まります

社会福祉協議会では、この冬も町の「介護予防生活支援事業」の委託を受け、65歳以上のひとり暮らしの高齢

者または、高齢者夫婦世帯で町内に居住する身内などによる支援がなく、自力での除雪が困難な世帯を対象に除雪サービスを実施します。希望される方は、役場保健福祉課(保健・介護グループ)、地区の民生委員児童委員、社協にご相談下さい。

- ・期 間 12月1日から翌年の3月31日まで。
- ・利 用 額 1世帯4,000円を最初に負担していただきます。
- ・利用回数 利用限度額(12,000円)の範囲内とします。
利用限度額を超えた場合は利用者(皆さん)の負担となり、直接利用業者にお支払い願います。
- ・利用範囲 サービスの範囲は、玄関から公道までの除雪、ベランダの除雪及び住宅の軒先の氷落としといたします。
- ・利用業者 この事業により利用できる除雪業者は、社協に登録した次の業者に限ります。他の除雪業者は全額自己負担となります。



① 下川町高齢者事業団	☎4-4007
② 下川町維持管理環境事業協同組合	☎4-2114
③ 西村電気株式会社	☎4-2255
④ 下川運輸株式会社	☎4-2531
⑤ 株式会社山本創建	☎6-7422
⑥ NP0法人地域おこし協力隊(一の橋地区)	☎6-2555
⑦ 味源(大西 功)	☎4-2763
⑧ 小柳敏明(緑町)	☎4-2025
⑨ 高橋重夫(旭町)	☎4-2195
⑩ 藤原隆雄(旭町)	☎4-2366
⑪ 布施 昇(南町)	☎4-2832



ふれあいの夕べ中止のお知らせ

令和3年12月3日に開催を予定しておりました歳末たすけあい「ふれあいの夕べ」ですが、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来場者並びに関係者の安全を第一に考え、中止することといたしました。

「ふれあいの夕べ」は歳末たすけあい運動の一環として、福祉団体関係者や町内の商店など、多くの皆様にご協力をいただき開催してきました。

楽しみにされていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

地域で安心して生活していくために悩みを抱えている方はご相談ください

●日常生活自立支援事業のご案内

日常生活自立支援事業は、介護保険をはじめとする「契約によるサービス利用」制度の開始に伴い開始されました。認知症や障がい等により判断能力が十分でないために、日常生活に不安を抱えている方々が、地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理のお手伝いをするもので、本人の自己決定に基づいて必要な支援を実施し、「権利擁護」の仕組みの重要な一翼を担っています。

◇サービスの内容

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスについての情報提供や利用手続き、利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い。

(2) 日常的金銭管理サービス

公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い。

(3) 書類等の預かり

定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり。

◇利用できる方

(1) 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

(2) 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

(3) 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

窓口は北海道地域福祉生活支援センター(北海道社会福祉協議会 電話011-290-2941)ですが、詳細については下川町社会福祉協議会(電話4-3123)までお問合せください。

社会福祉協議会では高齢世帯等の相談業務を行っています

新型コロナウイルス感染症のため、友人や知人に会えず、外出を控えたことで、自宅に一人でいる時間が長くなり、不安に思っていることなどはありませんか。

社会福祉協議会では、高齢者等の皆様の日常生活における不安や悩みごとについてお話を伺い、解消に向けて支援いたします。

また、相談内容によっては、関係機関と連携をとり対応させていただきますので、お気軽にお電話ください。

(電話 4-3123 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

